



## 関東・甲越支部 支部表彰に関する細則

平成 29 年 4 月 6 日 関東・甲越支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「関東・甲越支部規約」(0901-04) 第 6 条および「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) に基づき、関東・甲越支部賞（以下、「支部賞」という）の趣旨、種類および対象、募集、選考および表彰、表彰方法および報告、資金について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 わが国における原子力の教育、研究と普及、ならびに原子力産業の発展に資するため、一般社団法人日本原子力学会関東・甲越支部（以下、「支部」という）管内において、「関東・甲越支部規約」(0901-04) 第 3 条の支部の目的に沿った活動に優れた貢献をおこなった者、および原子力関連分野で優れた研究・技術開発業績を挙げた若手研究者、学生を表彰する。

(種類および対象)

第 3 条 支部賞の種類および表彰対象については、以下のとおりとする。

(1) 支部貢献賞

支部活動における長期にわたる活躍または協力、新たな提案・企画などにより支部の発展に貢献した個人またはグループ。ただし、会員に限る。

(2) 技術貢献賞

原子力に関する研究開発施設やプラントの運転管理などの技術支援分野において、施設のパフォーマンス維持や利用に関する共用性の拡大など、優れた貢献をした個人またはグループ。ただし、会員、非会員を問わない。

なお、「原子力」は「放射線・RI 利用」を含み、「研究開発施設やプラント」には「放射線発生装置、加速器、放射線・RI を利用した分析装置」にかかわることを含むものとする。

(3) 原子力知識・技術の普及貢献賞

原子力に関する知識・技術の普及および実用化に貢献した個人またはグループ。ただし、会員、非会員を問わない。

(4) 若手研究者発表討論会奨励賞

若手研究者発表討論会において、優秀な発表をおこなった若手研究者または学生。ただし、会員、非会員を問わない。

(5) 学生研究発表会奨励賞および優秀賞

学生研究発表会において、優秀な発表をおこなった学生。ただし、会員、非会員を問わない。

2 前項の表彰対象のうち「グループ」については、以下のいずれかとする。

- (1) 個人の集まり（5名程度以内）によって成した業績であって、その業績の役割分担が個人で特定でき、貢献度を考慮したそれぞれの役割が表彰に値するもの。この場合は、それぞれの個人に賞状、副賞を授与する。
- (2) グループ全体によって成した業績であって、グループ構成員による集団的な活動が表彰に値するもの。この場合は、グループ代表者に賞状、副賞を授与する。

（募集、選考および表彰）

第4条 支部貢献賞、技術貢献賞、および原子力知識・技術の普及貢献賞（以下、「貢献賞」という）の募集、選考および表彰については、以下のとおりとする。

- (1) 貢献賞の推薦は、支部会員による。自薦、他薦は問わないが、自薦の場合は、他に推薦者1名を要する。
- (2) 支部幹事会は、貢献賞の候補者の推薦を電子メール、ホームページ等で広く支部会員に呼びかける。
- (3) 推薦者は、推薦書一式を各賞の応募期日までに支部事務局まで郵送するか、または電子ファイルを提出するものとする。なお、電子ファイルは電子メールによる提出も可能とする。ただし、推薦書には支部ホームページからダウンロードした指定のフォーマットを用いる。
- (4) 支部長は、自身または、副支部長を委員長とする表彰小委員会（委員長および委員若干名から構成）を組織する。委員長は、委員長を補佐する幹事を委員の中から選任することができる。
- (5) 表彰小委員会は、推薦された候補者について審査し、選考した受賞候補者を支部長に推薦する。支部長はこれを受けて受賞者を決定する。
- (6) 決定後すみやかに、支部事務局から受賞者本人あるいはグループ代表者に通知する。表彰は、支部大会においておこなう。

2 奨励賞および優秀賞の選考方法ならびに表彰については、以下のとおりとする。

- (1) 若手研究者発表討論会における奨励賞の受賞者については5名程度以内、ただし、発表者総数の三分の一程度以内を選考するものとする。受賞した学生のうち上位2名については、直近の「春の年会」への発表参加支援をおこなうことができる。
- (2) 学生研究発表会における奨励賞の受賞者については10名程度以内、ただし、発表者総数によっては、その三分の一程度以内を選考するものとする。さらに、そのうち優秀賞として上位2名（修士1名、学部1名）を選考する。優秀賞を受賞した2名については、直近の「秋の大会」への発表参加支援をおこなうことができる。
- (3) 選考にあたっては、表彰小委員会委員長（または代理）が支部幹事、表彰小委員会、企画小委員会、および支部事務局のメンバーからなる選考委員会をそのつど組織する。
- (4) 学生研究発表会の表彰については、学部および高等専門学校で1回、修士および博士課程で1回の受賞回数を限度とし、一度表彰された学生が、学部（および高等専門学校）または修士（および博士）で2回表彰されることがないよう配慮する。
- (5) 若手研究者発表討論会の表彰については、1回の受賞回数を限度とし、一度表彰された若手研究者が2回表彰されることがないよう配慮する。また、若手研究者発表討論会で表彰された研究者は、学生研究発表会では表彰の対象から外すこと。

(6) 審査は、発表（討論）会における発表に対して会場でおこない、終了時までには受賞者を決定する。

(7) 表彰は、同発表（討論）会の終了後におこなう。

（表彰方法および報告）

第5条 支部賞の表彰方法と報告については、以下のとおりとする。

(1) 表彰に際し、受賞者には、賞状と副賞を授与する。

(2) 受賞者および授賞概要は支部ホームページ等に掲載する。

(3) 部会・連絡会・支部表彰制度規程（0110）第3条に基づき、表彰をおこなった場合は、すみやかに各選考過程ならびに選考結果を理事会に報告する。

（資金）

第6条 本表彰にかかる資金は支部より支出する。

（改定, その他）

第7条 本細則の改定は、支部幹事会が決定し、理事会に報告するものとする。

2 本細則に定めるものの他、詳細な事項については支部幹事の協議により決定するものとする。

#### 附則

1 この内規は、平成15年10月20日より施行する。

2 改定履歴

① 平成16年2月24日 理事会承認

② 平成17年9月21日 改定

③ 平成17年12月2日 改定

④ 平成18年10月4日 改定

⑤ 平成20年10月1日 改定

⑥ 平成22年10月21日 改定

⑦ 平成23年2月8日 改定

⑧ 平成24年10月3日 改定

⑨ 平成26年10月23日 改定

⑩ 「関東・甲越支部 支部表彰に関する細則」に変更

平成29年4月6日 関東・甲越支部幹事会承認, 平成29年4月6日 関東・甲越支部大会報告, 平成29年5月25日 第9回理事会報告

#### 附則

1 平成29年4月6日改定の細則は、関東・甲越支部幹事会承認の日から施行する。